



平成25年 8月 5日

江田島市議会議長 上田 正 様

議会改革特別委員会

委員長 胡子 雅 信



江田島市議会の改革について(答申)

平成23年7月13日付け江議第41号で諮問のありました標記の事項について、別紙のとおり答申いたします。



1 はじめに

江田島市議会では、平成23年6月定例会において、議会の一層の活性化やその果たすべき役割を認識し、議会の自己改革を進めることを目的に議会改革特別委員会を設置されました。

平成23年7月13日付けで議長から、議会改革特別委員会に「江田島市議会として、市民の負託にこたえていくために、より市民に開かれた議会を目指す。」として6項目が諮問されました。

諮問事項

- (1) 議会運営のあり方に関する事。
- (2) チェック機能の強化に関する事。
- (3) 透明性のある開かれた議会のあり方に関する事。
- (4) 専門的知見の活用に関する事。
- (5) 議員定数に関する事。
- (6) その他議会の活性化に関する事。

まず、諮問項目及び検討項目として取り組むべき課題を整理し、具体的検討項目28項目とあわせて協議することとしました。

その後、諮問項目について平成23年10月24日の第3回から第26回にわたり議会改革特別委員会を開催し、議会の現状分析と同時に近隣他市の状況調査、課題の洗い出し、今後の方向性を整理しながら審議を重ねてきました。この度、議会改革特別委員会の最終答申といたします。

2 江田島市議会の現状

江田島市は、平成16年11月1日に旧江田島町、旧能美町、旧沖美町、旧大柿町が合併し、8年が経過しました。合併後、策定された江田島市総合計画のもとで、「自然との共生・都市との交流による「海生交流都市」えたじま」という将来像を目指したまちづくりが進められ、あわせて行財政改革の推進が図られております。

市議会としては、平成23年6月23日に議会改革特別委員会が設置され、議会のあり方について検討協議を重ね、平成24年11月26日に議員全員協議会で中間報告を行いました。その後も引き続き委員会を開催し、審議を行っています。

こうした議会改革特別委員会での議論とともに、各常任委員会及び各会派での行政視察、研修会等によって見識を深める中で、市民が参加しやすい、「開かれた議会」を目指して、議会改革に向け取り組んでいるところであります。

3 今後の江田島市議会の目指す方向

現在、地方分権が進められる中、全国の各自治体で議会改革への議論と実践が広がっています。

地方分権の時代にあって、私たち地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、地方自治体の自立に対応できる議会へと改革していく必要があります。

この自己変革に当たっては、合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要です。

このような認識のもと、江田島市議会は、自らの創意と工夫によって市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じて、市民の負託にこたえていくことが必要と考えます。

このような議会の実現を目指す上で、議会基本条例の制定は、議員自らが議会改革を進める上でのルールを作るとともに、議会本来の役割を改めて認識し、議会の機能を問い直し、更に高める意味でも、有効な方法だと考えられます。

今後、江田島市議会としては、議会基本条例の制定と議会改革の議論を重ねていくことを強く望むところです。

4 答申結果

答申事項	答申内容
(1) 議会のあり方に関すること	<p>議会は、団体意思の決定機関、及び執行機関を監視する機関としての役割を担っており、これらの役割を果たすために政策形成機能、多様な住民の意見の反映、利害の整理、住民意見の集約の機能を持ち、これらの機能を十分に発揮する必要がある。</p> <p>しかしながら、議会の現状は、長との関係において、審議に際し事実上常時執行機関の出席を求めている一方で、議員間又は専門家との政策議論、財政状況や公金支出への監視が行われていない。</p> <p>また、住民の意見反映、集約等の観点から、議員の構成は「住民の縮図」として多様な層の幅広い住民の意見を的確に反映できているのか、住民との直接対話、住民参加の取組みが十分に行われているのかが問われている。</p>
(2) チェック機能の強化に関すること。	<p>地域主権、地方の時代といわれる今日、地方議会の役割の重要性を今一度議員自ら見直し、「決定、監視、提案、集約」としての責任を果たすための改革が求められている。</p> <p>執行機関をチェック（監視）する機能とは、決定された団体意思の執行に伴い、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) すべて適法・適正に、かつ、公平・効率的・民主的にされているかどうかをチェックし、必要に応じて是正措置を促す (2) 団体意思の執行によって、当初の意図のとおりの効果・成果をあげたかどうかを評価し、必要な対応を促す <p>ということを実施する必要がある。</p>
(3) 透明性のある開かれた議会のあり方に関すること。	<p>住民が議会への不信感を抱く要因のひとつに住民と議会との距離が離れていることがあげられる。いま、住民と議会との距離を縮め「開かれた議会」となるための工夫と努力が議会に求められている。</p> <p>具体的な項目として、2点あげると</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民にわかりやすい議会運営（公開のあり方） <p>わかりやすい議会の基本は、議会で何が議論され、その結果と賛否理由を住民にわかりやすく、かつ積極的に伝えられているか、本議会、委員会での議論が傍聴者にとってわかりやすいものになっているかという視点に立ち議会運営の見直しを行う必要がある。</p>

	<p>(2) 住民参加の議会運営（地域との連携）</p> <p>議会は住民のものであり、多様な民意を持った住民の代表として議員が選出され活動の場を与えられている。したがって、議会への住民参加は当然で、さらに参加を進める必要がある。</p> <p>民意を汲み取ることや議会の活動報告を行うことは、議員個人のレベルに留めるのではなく、議会全体として取組む必要がある。</p>
<p>(4) 専門的知見の活用に関すること。</p>	<p>地域主権、分権改革が進めば、地方議会のあり方が問われ、議員の資質が問われてくる。名誉職感覚では、活性化が進むこれからの議会を担うことはできない。本議会は、今後、独自に学識経験を有する者等と呼んでの研修会など、個々の研鑽と同時に議会全体や会派での研修会の積極的な開催により議会を活性化していく必要がある。</p> <p>また、議員研修を受けただけに終わらせないで、議員一人ひとりが研修の目的・意義を理解し、学んだことを生かそうとする努力をしていく、また、他の議員を対象に研修の報告会を実施するなど、研修の効果など、全員にスキルアップさせていく工夫を講じていくべきである。</p>
<p>(5) 議員定数に関すること</p>	<p>(1) 本市議会議員の条例定数を、現行の 20 人から 2 人減員し 18 人とする。</p> <p>(2) 減員後の定数は、次の一般選挙から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員アンケート調査結果を尊重する。 ・ 議員を削減することは、市政のチェック機能を損なうものだとする見解もあるが、定数削減により市民の意見の反映に支障を生じるとは言えず、議会運営、議員活動のあり方などの工夫により、適切な対応は図られるものと考えられる。
<p>(6) その他議会の活性化に関すること</p>	<p>(1) 議会、行政用語の見直し</p> <p>傍聴者等市民にわかりやすい用語を使用するように努めるとともに、解釈が曖昧な外来語には、間違った捉え方を避けるためにも、日本語で補足説明を加える。</p> <p>(2) 子ども議会</p> <p>子ども議会は、市議会の議場を見学するだけでなく、地方議会の役割や仕組みを学ぶことによって、子供たちに政治への興味を持たせる機会になることから、開催にあたっては協力をしていくこととする。</p>